

国海員第22号の2
令和4年4月15日

[REDACTED] 殿

国土交通省海事局船員政策課長
(公印省略)

船員法施行規則等の一部を改正する省令
(墜落制止用器具関係) の施行について

令和4年4月15日に「船員法施行規則等の一部を改正する省令」(令和4年国土交通省令第42号。以下「改正省令」という。)が公布され、船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号。以下「施行規則」という。)及び船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号。以下「船員労安則」という。)が改正され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

今般の改正は、陸上における高所作業等で使用される胴ベルト型安全帯の墜落時の身体への危険性や災害事例を背景に、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び関係法令の改正が行われ、平成31年2月より「安全帯」が「墜落制止用器具」に改められたことを踏まえ、船員についても、高所等において作業に従事する場合には、「命綱又は安全ベルト」に代わり、「墜落制止用器具」を使用することとしたものです。つきましては、貴会の傘下会員等への周知にご協力お願い申し上げます。

なお、改正省令では、墜落制止用器具に係る改正のほか、船員の健康確保に係る改正も併せて行われていることを申し添えます(同改正の内容については別途通知)。

記

第1 安全衛生に関する教育及び訓練（新労安則第11条）

船舶所有者は、船員労安則第11条の規定に基づき、安全衛生に関する一定の事項について船員に教育を施さなければならぬこととされており、今般、墜落制止を目的として使用される「命綱」及び「安全ベルト」が「墜落制止用器具」に変更されたことに伴い、改正省令による改正後の船員労安則（以下「新労安則」という。）第11条においては、当該「墜落制止用器具」の使用方法について教育を行わなければならないこととされた。なお、「墜落制止用器具」に関する教育のうち、フルハーネス型の墜落制止用器具（以下「ハーネス型」という。）に係る教育については第5に定める特別教育を行うこと。

第2 船員の遵守事項（新労安則第16条第3項）

船員は、船員労安則第16条第3項の規定に基づき、同規則第51条第1項、第52条第1項、第57条第1項、第66条第1項又は第68条第1項に規定する作業において、「命綱、安全ベルト」の使用を命ぜられたときは、当該「命綱、安全ベルト」を使用しなければならないとされていたところ、今般、墜落制止を目的として使用される「命綱」及び「安全ベルト」が「墜落制止用器具」に変更されたことに伴い、船員は「墜落制止用器具」の使用を命ぜられたときは、当該「墜落制止用器具」を使用しなければならないこととされた。

第3 高所作業等墜落のおそれのある作業における墜落制止用器具の使用の義務付け（新労安則第51条、第52条、第57条、第66条及び第68条）

船舶所有者は、高所作業（船員労安則第51条）、げん外作業（船員労安則第52条）、漁ろう作業（船員労安則第57条）、船倉内作業（船員労安則第66条）（注1）及び着氷除去作業（船員労安則第68条）の各作業を行わせる場合には、作業に従事する者に「命綱又は安全ベルト」を使用させることとされていたところ、今般、墜落制止を目的として使用される「命綱」及び「安全ベルト」が「墜落制止用器具」に変更されたことに伴い、「墜落制止用器具」を使用させることとされた。

（注1）防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずる場合を除く。

第4 墜落制止用器具の規格

使用する墜落制止用器具は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）に適合するもの（注2）であつて、「ハーネス型」を原則とすること。ただし、床面又は海面からの高さが6.75メートル以下の場所における作業であつて、墜落時にハーネス型の着用者が床面又は海面に到達するおそれのある場合

には、同告示に適合する胴ベルト型の墜落制止用器具の使用が認められる。

なお、国際航海に従事する船舶においては、寄港地等の外国の地で墜落制止用器具を調達する場合を考えられることから、当該船舶に乗り組む船員については、外国製の墜落制止用器具であって国際標準化機構（I S O）規格、欧州（E N）規格等の国際規格に適合するものを使用しても差し支えない。

（注2）墜落制止用器具には、「墜落制止用器具の規格」第9条に基づき、「墜落制止用器具の種類」等が表示されている。

第5 墜落制止用器具に関する特別教育

墜落制止用器具の使用が義務づけられる作業であって、ハーネス型を使用して船員に作業を行わせる場合には、予め、当該船員に対し、次に定める特別教育を施すこととする。

1 教育の方法

特別教育は、次のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 社内教育（船上教育を含む）
- (2) 船員向けの外部講習の受講（船員災害防止協会が実施する講習等）
- (3) 陸上労働者向けの外部講習の受講（(一財)労働安全衛生管理協会が実施する講習等）

なお、(3)の陸上労働者向けの外部講習の受講の方法による場合には、船舶所有者は、当該外部講習により特別教育を実施する船員に対し、特別教育として下記2(1)の学科科目の「関係法令」について、3(1)及び4(1)に定める教育を行う者及び実施手法により追加の教育を施すものとする。

2 教育の内容

特別教育は、学科及び実技により行うものとし、当該学科及び実技の科目、範囲及び時間は下表のとおりとする。

(1) 学科

科目	範 囲	時 間
作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	
墜落制止用器具（ハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	1. 5時間以上
労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	0. 5時間以上
関係法令	船員法及び船員労安則中の関係条項	

(2) 実技

科目	範 囲	時 間
墜落制止用器具の使用法等	①墜落制止用器具のハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1時間以上

3 特別教育の講師

特別教育の講師は、次の知識及び経験を有する者であること。

- ① 学科 上記2（1）の範囲の内容に関して十分な知識を有する者
- ② 実技 上記2（2）の範囲の内容に関して十分な知識及び経験を有する者

4 実施手法

（1）学科科目

対面又は画面で受講者の受講状況を確認しながらのオンライン会議方式により実施するものとする。なお、録画再生記録やパソコン 컴퓨터の操作記録等により受講者が確実に受講したこと及び受講日時が確認できる場合には、eラーニング（インターネット等を利用した配信方式により動画ファイルをパソコンコンピュータ等で再生して受講させるものをいう。）で実施することも可能とするが、この場合、教育終了後にオンライン会議、チャット又はメール等により受講者が講師と質疑応答を行う機会が確保されていること。

（2）実技科目

原則として、対面により実施するものとする。なお、講師がオンライン会議方式により画面で受講者の受講状況を確認しながら行い、かつ、ハーネス型について使用経験のある教育補助者が対面で使用方法等の教育の補助を行う場合には、オンライン会議方式で実施することも可能とする。

（3）教育の記録

船舶所有者は、船員労安則第13条に基づき、ハーネス型に関する特別教育を含め、墜落制止用器具に関する教育を行った場合には、当該教育の受講者、教育を実施した日時及び教育内容等に関する事項について都度記録を作成し、これを主たる労務管理の事務を行なう事務所に、3年間備え置かなければならない。

5 経過措置

特別教育の対象となる船員であって、次のいずれかに適合する場合には、当該船員が特別教育を受けたものとみなして、当該船員に対する特別教育の実施を省略することができる。この場合、当該船員の氏名及びその事由について記録を作成し、上記4（3）の記録と同様に備え置かなければならない。

- ① 新労安則の施行日前に、2メートル以上の高所作業であって、ハーネス型を使用して作業を行う部署において1年以上の乗船履歴を有している者
- ② 新労安則の施行日前に、1及び2に定める特別教育を受けている者

第6 施行期日

令和5年4月1日